

1. 市民税

個人の市民税(個人住民税)

個人の市民税は、前年1年間(1月～12月)の所得[※]に対して課税される税金であり、原則として1月1日現在の住所地で課税されます。税額は広く均等に負担していただく均等割と所得に応じて負担していただく所得割との合計額です。

※なお、所得に対しては、市民税とは別に、所得が発生した年に所得税(P85をご覧ください。)も課税されます。



個人の市民税を納める方(納税義務者)

個人の市民税の納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	所得割
区内に住所を有する個人	○	○
区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、その区内に住所を有しない個人	○	

*その区内に住所を有するかどうか、また、事務所などを有するかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判定します。

個人の市民税が課税されない方

均等割も所得割も課税されない方	■生活保護法の規定により生活扶助を受けている方 ■前年中の合計所得金額^{※1}が135万円以下(給与所得者の年収になおすと204万4千円未満)で次に該当する方 ◆障がい者 ◆未成年者 ◆寡婦 ◆ひとり親 ■前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方 ・同一生計配偶者および扶養親族^{※2}がいない方 45万円 ・同一生計配偶者または扶養親族がいる方 $35万円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 本人) + 21万円 + 10万円$
所得割が課税されない方 (ただし、均等割は課税されます。)	■課税総所得金額(所得金額の合計額-所得控除額の合計額の1,000円未満切捨て)が0円以下の方 ■前年中の総所得金額等^{※1}の合計額が次の算式で求めた額以下の方 ・同一生計配偶者および扶養親族がいない方 45万円 ・同一生計配偶者または扶養親族がいる方 $35万円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族数 + 本人) + 32万円 + 10万円$

※1 「合計所得金額」および「総所得金額等」の説明は以下のとおりです。

「総所得金額」……利子所得、配当所得(申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当を除きます。)、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の合計額(所得に赤字の金額がある場合は、原則として他の所得と通算した後の金額)で、損失の繰越控除(原則として前年までの所得から差し引けなかった赤字の所得金額や雑損控除の金額を翌年の所得から差し引くこと)後の金額をいいます。

「総所得金額等」…損失の繰越控除後の総所得金額、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額(分離課税分を除きます。)の合計額をいいます。

「合計所得金額」…上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読みかえたものをいいます。

※2 「扶養親族」とは、同一生計配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の方を含みます。)をいいます。同一生計配偶者や扶養親族には、生計を一にする配偶者やその他の親族で前年中の合計所得金額が58万円以下の方が該当します。

個人市県民税の申告

1月1日現在で市内に住所のある方は、その年の3月15日までに、1月1日現在の住所地の区役所課税課に申告する必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。
(収入状況等の確認のため、区役所から申告をお願いする場合があります。)

(ア)前年中の合計所得金額が43万円以下の方

※ただし、非課税証明書等が必要な場合は個人市県民税申告書の提出が必要です。

(イ)前年中の所得が給与のみで、勤め先から市に給与支払報告書が提出された方

(ウ)前年中の所得が年金・恩給などの公的年金等のみで、医療費控除や社会保険料控除等がない方

(エ)所得税の確定申告書(還付申告書を含む)を提出した方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする義務はありません。

ただし、所得税の確定申告が不要となった場合であっても、下記のいずれかに該当する場合には個人市県民税の申告が必要です。

- 公的年金等にかかる雑所得金額とそれ以外の所得金額の合計金額が43万円を超える場合
- 医療費控除および社会保険料控除などの所得控除や寄附金税額控除などの税額控除を申告することで、個人市県民税の所得割額が軽減される場合

※個人市県民税の申告書は、オンラインで作成、提出することができます。

福岡市 市民税 オンライン

検索

納税の方法

納税の方法には、普通徴収と給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収の3つの方法があります。いずれの納税の方法も地方税法の規定に基づく制度となっています。

普通徴収の場合

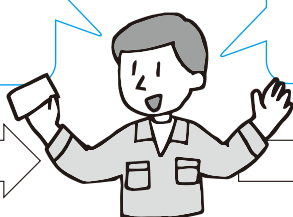
事業所得者などの場合は、区役所から送付する納税通知書(納付書)により、通常年4回(6月、8月、10月および翌年の1月)に分けて納めていただくことになります。これを普通徴収といいます。

スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストアなどでも納付できます。
(P67をご覧ください。)

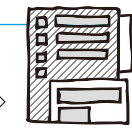
一度手続きされると自動更新される口座振替が便利です。
(P70をご覧ください。)



納税通知書



納付

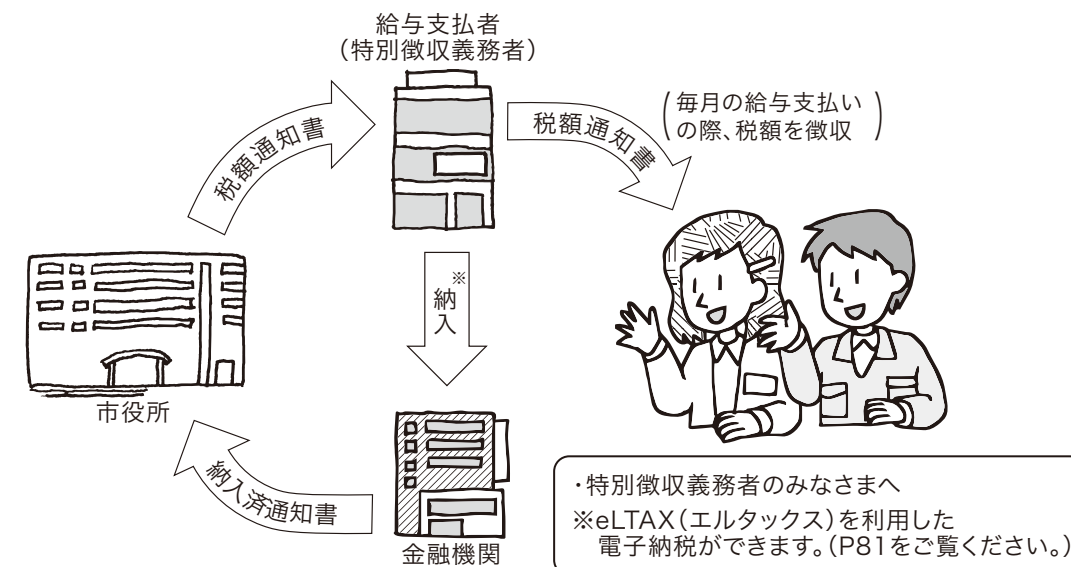


納付済通知

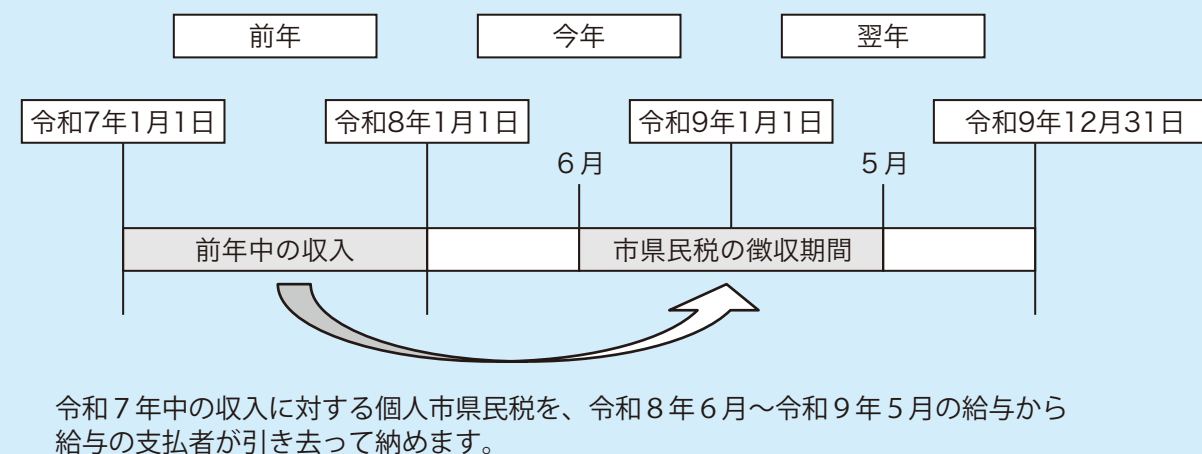
納期月	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月	8月	10月	1月

給与からの特別徴収の場合

給与所得者の場合は、会社などの給与の支払者(特別徴収義務者)が、6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を引き取り、それを取りまとめて各月分を翌月10日までに納めていただくことになっています。これを給与からの特別徴収といいます。なお、納税者には給与の支払者を通じて税額を通知します。



※令和8年度の個人市県民税を例にして特別徴収の仕組みを図示すると次のようになります。



<年途中で退職した場合の徴収> (P33をご覧ください。)

毎月の給与から個人市県民税を特別徴収されていた方が、退職により給与の支払いを受けなくなった場合には、退職した月の翌月以降の個人市県民税の額は、普通徴収の方法によって納めていただくこととなりますが、次のような場合には特別徴収されます。

(ア)退職した方が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを給与の支払者に申し出た場合

(イ)6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残りの個人市県民税額を給与または退職手当等からまとめて特別徴収されることを給与の支払者に申し出た場合

(ウ)翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、(ア)に該当しない方の場合(この場合、本人の申し出がなくても、残りの個人市県民税の額は、給与または退職手当等からまとめて特別徴収されます。)

公的年金からの特別徴収の場合

年度の初日(4月1日)現在、老齢基礎年金等の公的年金の支払いを受けている65歳以上の方で、かつ個人市県民税が課税となる方は、公的年金等の所得に対する税額を、年金支払者が公的年金の支払額から引き去り、それをとりまとめて年金支給月の翌月10日までに納めていただくことになっています。

なお、公的年金の所得以外に、給与所得や事業所得、不動産所得等がある場合は、その所得に対する税額は、給与からの特別徴収または普通徴収の方法で納めていただきます。



＜納付方法＞(P34をご覧ください。)

- 前年度から継続して公的年金からの特別徴収になっている方
4月より年金からの引き去りが開始されます。

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度分の公的年金等にかかる税額(年税額)の2分の1の			年税額から4・6・8月に引き去った額を差し引いた残額の		
	約 1/3	約 1/3	約 1/3	約 1/3	約 1/3	約 1/3

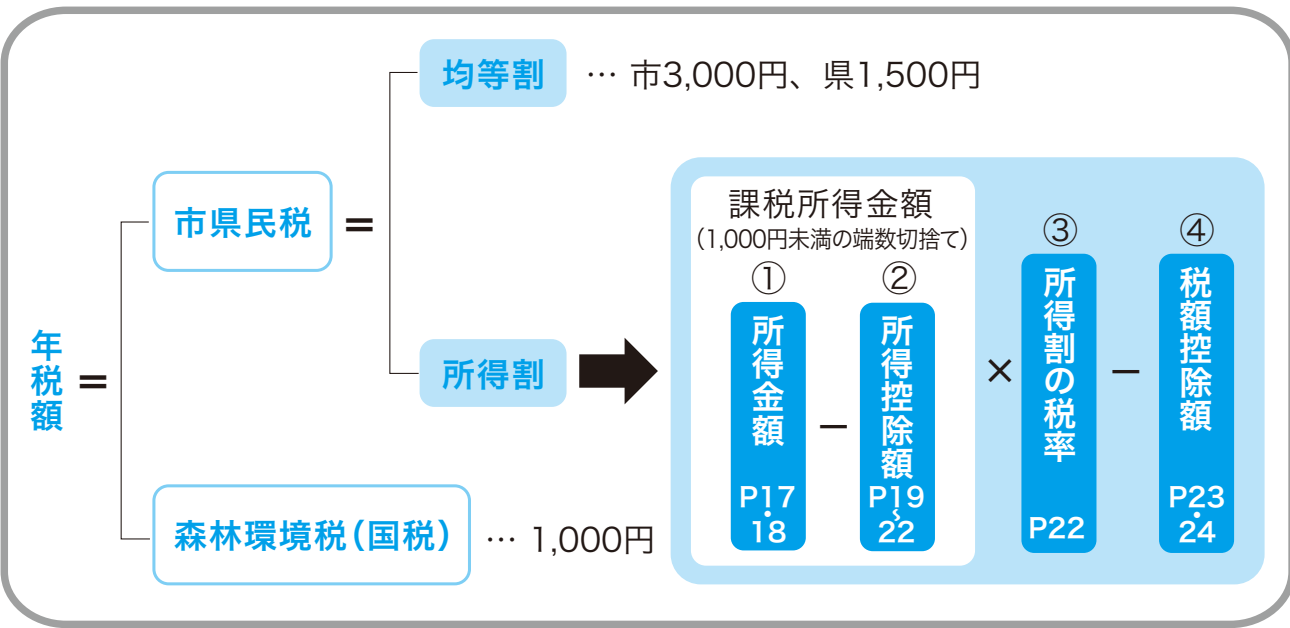
- 新しく公的年金からの特別徴収になる方または公的年金からの特別徴収が再開される方
6・8月は納付書で納付し、10月より年金からの引き去りが開始されます。

納付月	4月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
納付額		年税額の約 1/4	年税額の約 1/4	年税額の約 1/6	年税額の約 1/6	年税額の約 1/6

また、以下の条件に該当する方等は、公的年金からの特別徴収が中止されます。特別徴収でなくなった税額については、改めて、納付書をお送りしますので、その納付書で納付してください。(口座振替をされていた方は納期月に引き落とされます。)

- 公的年金からの引き去りを継続すると、本来納めるべき税額よりも多く納税いただくことになってしまう方
- 年度途中で引き去りの対象となっている公的年金の受給が停止になった方
- 年度途中で公的年金等の所得に対する税額が変更となった方で、変更後の税額を特別徴収できない方
- 年度途中で市外へ転出された方(ただし、転出日によって取り扱いが異なります。)
- 年金保険者(日本年金機構等)から、引き去りを行うことができない旨の通知があった方

税額の算出方法



均等割

均等割は、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の皆さまに負担していただく趣旨で設けられているもので、個人市民税3,000円、個人県民税1,500円※1となっています。

※1 個人県民税均等割のうち、500円は福岡県森林環境税相当額です。

所得割

所得割は前年1年間(1月～12月)の所得をもとに計算されます。
(令和8年度の所得割は、令和7年中の所得をもとに計算されます。)

所得割の計算は、所得控除額や税率などが所得税と異なるから、税額も違ってくるんだよ！



森林環境税(国税) ※令和6年度から

【税の用途】 森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、全額が都道府県・市区町村へ譲与されます。

【納税義務者】 個人市民税均等割の納税義務者

【税率】 年間1,000円

【納付方法】 個人市県民税とあわせて納付していただきます。

※森林環境税の制度に関する詳細は、総務省ホームページをご確認ください。

① 所得金額

所得金額とは、下表の所得の種類に応じて、それぞれ前年の1月1日から12月31日までの収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた額をいいます。

〔所得の種類と所得金額の算出方法〕

所得の種類			所得金額の算出方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金の利子など	収入金額＝利子所得
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得
5	給与所得	給料、俸給など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得(P18をご覧ください。)
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)× ^{※1} 1/2＝退職所得
7	山林所得	山林の伐採や譲渡により生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得
8	^{※2} 譲渡所得	資産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額＝譲渡所得
9	一時所得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝ ^{※3} 一時所得
10	雑所得	公的年金など	収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等にかかる雑所得(P18をご覧ください。)
		原稿料や食料品の配達などの副収入	収入金額－必要経費＝業務に係る雑所得
		個人年金などで他の所得にあてはまらないもの	収入金額－必要経費＝その他の雑所得

※1 勤続年数が5年以下である場合は計算方法が異なります。詳しくはP89をご確認ください。
※2 土地・建物等の譲渡所得の課税の特例についてはP25～26をご覧ください。
※3 税額を算出する際には、1/2を乗じた金額を用います。

●非課税所得

下記のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区別され、個人市県民税の課税対象にはなりません。

- 〈代表的な非課税所得〉
- ・ 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
 - ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当(通勤手当は最高月額15万円まで)
 - ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
 - ・ 雇用保険失業給付
 - ・ 障がい者等の少額預金および少額公債の利子
(各々元本350万円以下・平成6年1月1日以後の預入から)
 - ・ 災害支援金、災害見舞金

●給与と所得の金額

給与と所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた額になりますが、具体的には下表の「給与と所得の計算表」にあてはめて計算します。

〔給与と所得の計算表(令和8年度)〕

給与等の収入金額	給与と所得の金額	
～ 650,999円	0円	
651,000円 ～ 1,899,999円	収入金額－650,000円	
1,900,000円 ～ 3,599,999円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) ＝A	A×2.8－80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		A×3.2－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与収入×0.9－1,100,000円	
8,500,000円 ～	給与収入－1,950,000円	

- ◇特定支出の控除について◇
給与と所得者が職務の遂行上直接必要な通勤費、転居費、研修費、資格取得費、単身赴任者の帰省費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等)などの合計額が給与所得控除額(上の表の「給与等の収入金額」－「給与と所得の金額」)の2分の1を超えるときは、申告により、その超える金額を「特定支出控除」として給与所得控除後の金額(上の表の「給与と所得の金額」)から差し引ける特例があります。
- ◇所得金額調整控除について◇
下記の(1)または(2)に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額を差し引きます。
※特定支出控除がある場合は特定支出控除後の金額から差し引きます。
- (1) 給与収入が850万円を超える方で、下記の1～3のいずれかに該当する場合
1. 特別障害者に該当する
 2. 特別障害者である同一生計配偶者または前年の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする親族を有する
 3. 23歳未満の前年の合計所得金額が58万円以下の生計を一にする親族を有する
- 所得金額調整控除額＝(給与等の収入金額(1,000万円を限度)－850万円)×10%
- (2) 給与所得および公的年金等にかかる雑所得がある方で、給与所得と公的年金等にかかる雑所得の合計額が10万円を超える場合
- 所得金額調整控除額＝(給与所得(10万円を限度)＋公的年金等にかかる雑所得(10万円を限度))－10万円
- ※(1)にも該当する場合は、(1)の控除後の金額から差し引きます。

●公的年金等にかかる雑所得の金額

公的年金等にかかる雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額になります。具体的には下表にあてはめて計算します。

〔公的年金等にかかる雑所得の計算表(令和8年度)〕

年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等にかかる雑所得の金額		
		(A)以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 昭和36年1月2日以後に生まれた方	～ 1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円
65歳以上 昭和36年1月1日以前に生まれた方	～ 3,299,999円	A－1,100,000円	A－1,000,000円	A－900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

② 所得控除額

所得控除額は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮した一定の額を、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

なお、個人の市県民税(住民税)における所得控除額は、前年1年間の状況(扶養控除等については、前年12月31日の状況)により計算されます。
(下表における「総所得金額等」「合計所得金額」はP12の※1をご覧ください。)

種 類	令和8年度 個人市県民税(住民税)		令和7年分 所得 税 (参 考)			
雑 損 控 除	災害などによる損失の金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①と②のいずれか多い方の金額					
医 療 費 控 除 (①もしくは②のどちらか一方)	①通常の医療費控除 (※限度額200万円)	支払った医療費等の金額	保険などから補てんされた金額	総所得金額等×5%または10万円のいずれか少ない額		
	②セルフメディケーション税制 (※限度額8万8千円)	特定一般用医薬品等の購入費	保険などから補てんされた金額	1万2千円		
社会保険料控除	支払った社会保険料(国民健康保険、介護保険、国民年金など)の金額					
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金・確定拠出年金法に規定する個人型年金制度に基づく掛金等を支払った金額					
生 命 保 険 料 控 除	控除額は、一般分・介護医療分・個人年金分それぞれ保険契約を締結した年ごとに個別に計算した控除額の合計額(限度額7万円)となります。 ※旧契約:平成23年12月31日以前に契約したもの ※新契約:平成24年1月1日以後に契約したもの ※旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合、旧契約の控除額と新契約の控除額の合計額の上限は28,000円となります。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、35,000円を限度に旧契約のみ控除を受けることができます。		控除額は、一般分・介護医療分・個人年金分それぞれ保険契約を締結した年ごとに個別に計算した控除額の合計額(限度額12万円)となります。 ※旧契約:平成23年12月31日以前に契約したもの ※新契約:平成24年1月1日以後に契約したもの ※旧契約と新契約の両方で控除の適用を受ける場合、旧契約の控除額と新契約の控除額の合計額の上限は40,000円となります。ただし、旧契約の控除額が40,000円を超える場合は、50,000円を限度に旧契約のみ控除を受けることができます。			
		保険料の支払額	控除の金額		保険料の支払額	控除の金額
	旧契約	15,000円以下	支払額の全額	旧契約	25,000円以下	支払額の全額
		15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+7,500円		25,000円超 50,000円以下	支払額×1/2+12,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円		50,000円超 100,000円以下	支払額×1/4+25,000円
		70,000円超	35,000円(限度額)		100,000円超	50,000円(限度額)
	新契約	12,000円以下	支払額の全額	新契約	20,000円以下	支払額の全額
		12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+6,000円		20,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+10,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円		40,000円超 80,000円以下	支払額×1/4+20,000円
		56,000円超	28,000円(限度額)		80,000円超	40,000円(限度額)
地 震 保 険 料 控 除	地震保険料、旧長期契約それぞれ個別に計算した控除額の合計額となります。 ※限度額2万5千円 旧長期契約: 平成18年末までに締結した 保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの		地震保険料、旧長期契約それぞれ個別に計算した控除額の合計額となります。 ※限度額5万円 旧長期契約: 平成18年末までに締結した 保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの			
		保険料の支払額	控除の金額		保険料の支払額	控除の金額
	地震保険料	50,000円以下	支払額×1/2	地震保険料	50,000円以下	支払額の全額
		50,000円超	25,000円(限度額)		50,000円超	50,000円(限度額)
	旧長期契約	5,000円以下	支払額の全額	旧長期契約	10,000円以下	支払額の全額
		5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2+2,500円		10,000円超 20,000円以下	支払額×1/2+5,000円
		15,000円超	10,000円(限度額)		20,000円超	15,000円(限度額)
寄 附 金 控 除	P24をご覧ください。		①特定寄附金の支出額 ②総所得金額等の40% ①と②のいずれか少ない額－2,000円 ※政党・認定NPO法人分等については別途計算あり			

種 類	要 件	令和8年度 個人市県民税	令和7年分 所 得 税	人的控除額 の 差 額
障 害 者 控 除	本人またはその同一生計配偶者や扶養親族が障がい者の場合	26万円	27万円	1万円
	本人またはその同一生計配偶者や扶養親族が特別障がい者の場合 (重度の精神障がいがある方または身体障害者手帳1級・2級の方など)	30万円	40万円	10万円
	同居特別障がい者の場合、右の額を上記の額にそれぞれ加算します	23万円	35万円	12万円
寡 婦 控 除	下記のひとり親控除の要件に該当せず、次の①または②に該当する場合 ①夫と離婚後に婚姻しておらず、子以外の扶養親族※1を有する ②夫と死別後に婚姻していないまたは夫が生死不明	26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	次の①②いずれにも該当する場合 ①前年の合計所得金額が500万円以下 ②住民票に「妻(未届)」または「夫(未届)」の記載がない	30万円	35万円	5万円 ※ただし、調整控除算出の際は男性の場合1万円とします。
勤 労 学 生 控 除	前年の合計所得金額が85万円以下で給与所得等以外の所得金額が10万円以下の勤労学生の場合	26万円	27万円	1万円
配 偶 者 控 除 ※1	P21をご覧ください。			
配 偶 者 特 別 控 除 ※1				
扶 養 控 除 (扶 養 親 族) ※1※2	生計を一にする扶養親族の前年の合計所得金額が58万円以下(給与のみの方は、収入金額が123万円以下)の場合	年少扶養親族(16歳未満) 平成22年1月2日以降生まれ	0円	0円
		特定扶養親族一人につき(19歳以上23歳未満)平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ	45万円	63万円
		老人扶養親族一人につき(70歳以上)昭和31年1月1日以前生まれ	38万円	48万円
		老人扶養のうち同居の父母などの扶養親族一人につき	45万円	58万円
		一般扶養親族一人につき(上記の者以外の場合)	33万円	38万円
				5万円
特 定 親 族 特 別 控 除 ※1	P22をご覧ください。			
基 礎 控 除	前年の合計所得金額が	132万円以下	43万円	95万円
		132万円超 336万円以下		88万円
		336万円超 489万円以下		68万円
		489万円超 655万円以下		63万円
		655万円超 2,350万円以下		58万円
		2,350万円超 2,400万円以下		48万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円
		2,500万円超	0円	0円

※1 他の納税義務者の扶養親族とされる方、青色事業専従者として給与の支払いを受ける方および事業専従者は除きます。
※2 国外居住親族にかかる扶養控除等については、P32をご覧ください。

●配偶者控除

要件：前年の合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円以下（給与のみの方は、収入金額が123万円以下）の場合

本人の合計所得金額	配偶者の年齢	令和8年度 個人市県民税	令和7年分 所得税	人的控除額の差額
～900万円以下 （～1,095万円以下）	70歳未満	33万円	38万円	5万円
	70歳以上	38万円	48万円	10万円
900万円超～950万円以下 （1,095万円超～1,145万円以下）	70歳未満	22万円	26万円	4万円
	70歳以上	26万円	32万円	6万円
950万円超～1,000万円以下 （1,145万円超～1,195万円以下）	70歳未満	11万円	13万円	2万円
	70歳以上	13万円	16万円	3万円

※（ ）内はすべて給与収入で算定した場合の収入金額。

●配偶者特別控除

要件：前年の合計所得金額が1,000万円以下の方で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円を超え133万円以下（給与のみの方は、収入金額が123万円を超え201万6千円未満）の場合

配偶者の 合計所得金額 本人の 合計所得金額	～900万円以下 （～1,095万円以下）		900万円超～950万円以下 （1,095万円超～1,145万円以下）		950万円超～1,000万円以下 （1,145万円超～1,195万円以下）	
	令和8年度 個人市県民税	令和7年分 所得税	令和8年度 個人市県民税	令和7年分 所得税	令和8年度 個人市県民税	令和7年分 所得税
58万円超～95万円以下 （123万円超～160万円以下）	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
95万円超～100万円以下 （160万円超～165万円以下）	33万円	36万円	22万円	24万円	11万円	12万円
100万円超～105万円以下 （165万円超～170万円以下）	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
105万円超～110万円以下 （170万円超～175万円以下）	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
110万円超～115万円以下 （175万円超～180万円以下）	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
115万円超～120万円以下 （180万円超～185万円以下）	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
120万円超～125万円以下 （185万円超～190万円以下）	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
125万円超～130万円以下 （190万円超～197.2万円未満）	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
130万円超～133万円以下 （197.2万円以上～201.6万円未満）	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円

※（ ）内はすべて給与収入で算定した場合の収入金額。
※配偶者特別控除については、人的控除額の差額はありません。

●特定親族特別控除

要件：19歳以上23歳未満の親族等を有し、その親族等の前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下（給与のみの方は、収入金額が123万円を超え188万円以下）の場合

親族等の合計所得金額	令和8年度 個人市県民税	令和7年分 所得税
58万円超～85万円以下 （123万円超～150万円以下）	45万円	63万円
85万円超～90万円以下 （150万円超～155万円以下）	45万円	61万円
90万円超～95万円以下 （155万円超～160万円以下）	45万円	51万円
95万円超～100万円以下 （160万円超～165万円以下）	41万円	41万円
100万円超～105万円以下 （165万円超～170万円以下）	31万円	31万円
105万円超～110万円以下 （170万円超～175万円以下）	21万円	21万円
110万円超～115万円以下 （175万円超～180万円以下）	11万円	11万円
115万円超～120万円以下 （180万円超～185万円以下）	6万円	6万円
120万円超～123万円以下 （185万円超～188万円以下）	3万円	3万円

※（ ）内はすべて給与収入で換算した場合の収入金額。

③ 所得割の税率

所得金額から所得控除額等を差し引いたものを課税総所得金額といいます。この課税総所得金額に所得割の税率を乗じて所得割額を算出します。
※土地の譲渡所得など分離課税の税率については、P25～26をご覧ください。

課税総所得金額 ×

個人市民税 8%
個人県民税 2%

 =

個人市民税所得割額
個人県民税所得割額

※政令指定都市以外は個人市民税6%、個人県民税4%と税率が異なります。

④ 税額控除額

税源移譲による負担増の解消、配当所得や外国の源泉所得に対する二重課税を排除する趣旨などにより定められており、P22③で算出した所得割額から一定の額が差し引かれます。

●調整控除（前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合のみ）

所得税と個人市県民税では、扶養控除などの人的控除額が異なります。（P20～21をご覧ください。）平成19年から、所得税と個人市県民税の税率が変更されたことによって控除額の差により個人の負担が変更前よりも増える場合がありますので、これを調整するため、個人市県民税所得割額から一定の額が差し引かれます。（計算方法についてはP28をご覧ください。）

●配当控除

株式の配当所得がある方で総合課税の適用を受ける方は、算出された所得割額から次の額が差し引かれます。配当所得を申告しなかった場合、または分離課税を選択して申告した場合は適用されません。

区 分	控 除 額	
	個人市民税	個人県民税
課税総所得金額等の1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	配当所得金額の2.24%	配当所得金額の0.56%
課税総所得金額等の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	配当所得金額の1.12%	配当所得金額の0.28%

※私募証券投資信託等の収益の分配にかかる配当所得等については控除額が異なります。

●住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成26年から令和12年12月までに入居された方で、所得税で住宅ローン控除（特定増改築によるものを除く。）を受けており、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の個人市県民税所得割額から次のA、Bいずれか少ない方の金額が差し引かれます。

- A：下記の①から②を控除した金額
- ①前年分の所得税にかかる住宅借入金等特別控除額（＝住宅借入金等特別控除可能額）
 - ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

B：前年分の所得税にかかる課税総所得金額等の額※の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）

ただし、平成26年4月から令和3年12月までに入居された方のうち、消費税率8%または10%で住宅を購入された方、または令和3年1月から令和4年12月までに入居された方のうち、特別特例取得、特例特別特例取得に該当する方は、前年分の所得税にかかる課税総所得金額等の額※の100分の7に相当する金額（136,500円を限度）

※令和7年12月までに入居された方については、「所得税の基礎控除額－48万円（0円未満の場合は0円）」を加算

●確認の手続き：給与支払報告書または確定申告書を市が確認します。

市に対する「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は原則不要です。

●外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税および個人市県民税に相当する税が課された場合は、一定の方法で外国税額が差し引かれます。

●配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

個人県民税配当割（または株式等譲渡所得割）が課された配当所得（または株式等譲渡所得）を申告した場合には、所得割額から個人県民税配当割（または株式等譲渡所得割）相当額が差し引かれます。

●寄附金税額控除

地方公共団体に対する寄附金など、控除の対象となる寄附金のうち、2,000円を超える部分については、一定額を限度に所得割額から控除されます。また、地方公共団体（総務大臣が指定する団体に限る。）に対する寄附金（いわゆるふるさと納税）については、控除額の加算があります。

また、ふるさと納税には所得税の確定申告を行う以外に、ふるさと納税先団体に申告特例の申請書を提出することにより、確定申告を行うことなく、ふるさと納税についての寄附金控除を受けることができます。（ふるさと納税ワンストップ特例制度）

【控除の対象となる寄附金】

- ア．地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）
- イ．福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部への寄附金のうち政令で定めるもの
- ウ．県・市条例により指定した寄附金※

※市条例により指定した寄附金については、福岡市ホームページでご確認ください。県条例により指定した寄附金については、福岡県ホームページでご確認ください。

【控除額の計算】

1.基本控除額、2.特例控除額 および 3.申告特例控除額の合計額が、算出された所得割額から控除されます。ただし、2.特例控除額はふるさと納税を、3.申告特例控除額はふるさと納税ワンストップ特例の申請をした場合に限り適用されます。

1.基本控除額

- ①上記控除の対象となる寄附金ア～ウの合計額
 - ②総所得金額等の合計額の30%
- いずれか少ない金額をAとします。

A－2千円

× 8%＝個人市民税控除額

× 2%＝個人県民税控除額

2.特例控除額（総務大臣が指定する団体へのふるさと納税のみ）

ふるさと納税額－2千円

×（下表から求めた割合）

× 4/5＝個人市民税控除額

× 1/5＝個人県民税控除額

※ただし、個人市民税・県民税控除額はそれぞれ個人市民税・県民税所得割（調整控除後）の20%を上限とします。

課税総所得金額から人的控除差調整額※を控除した額	特例控除額の割合	申告特例控除の割合
0円以上195万円以下	84.895/100	5.105/84.895
195万円を超え330万円以下	79.790/100	10.21/79.79
330万円を超え695万円以下	69.580/100	20.42/69.58
695万円を超え900万円以下	66.517/100	23.483/66.517
900万円を超え1,800万円以下	56.307/100	33.693/56.307
1,800万円を超え4,000万円以下	49.160/100	
4,000万円超	44.055/100	
0円未満（課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合）	90/100	
0円未満（課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める額	

※人的控除差調整額とは「5万円＋人的控除額の差の合計額（P20～21参照）＋（所得税の基礎控除額－48万円）」をいいます。

3.申告特例控除額

ワンストップ特例の申請をした場合に限り適用されます。

上記 2.特例控除額

× 上表の申告特例控除の割合

× 4/5＝個人市民税控除額

× 1/5＝個人県民税控除額

ふるさと納税の控除額の目安は福岡市ホームページで試算できます。

福岡市 税額試算

検索

所得割額の計算の特例(分離課税にかかる所得割額の計算方法)

退職所得、土地・建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得等、先物取引にかかる雑所得等は、他の所得と分離して個別に所得割額を計算します。

退職所得	退職金や一時恩給などに対する所得割額は、退職金などの支払いを受けるときに引き去ることになります。他の所得と区分し、原則として退職所得の発生した年に課税されます。 $\left(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2} \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 6\% \\ \text{個人県民税} 4\% \end{array} \right)$ ※勤続年数が5年以下である場合は計算方法が異なります。詳しくはP89をご確認ください。 [退職所得控除額] <table><tr><th>勤続年数</th><th>控除額</th></tr><tr><td>20年以下の場合</td><td>40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)</td></tr><tr><td>20年を超える場合</td><td>70万円×(勤続年数-20年)+800万円</td></tr></table> ※勤続年数が1年に満たない期間は切り上げます。 ※障がい者になったことで退職した場合は、控除額に100万円を加算します。	勤続年数	控除額	20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)	20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年)+800万円												
勤続年数	控除額																		
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)																		
20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年)+800万円																		
土地・建物等の譲渡所得	土地や建物等の譲渡に対する所得割額は、その所有期間により短期譲渡所得と長期譲渡所得に区別されて次のとおり計算されます。 <table><tr><td>短期譲渡所得</td><td>譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡所得</td></tr><tr><td>長期譲渡所得</td><td>譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡所得</td></tr></table> 〔譲渡所得の計算〕 譲渡所得 必要経費 譲渡の収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 = (課税短期譲渡所得金額 課税長期譲渡所得金額) 譲 渡 所 得：分離課税にかかる長・短期譲渡所得については、特別控除前の金額が譲渡所得になります。 取 得 費：売った土地や建物を買入れたときの購入代金(建物は減価償却費相当額控除後の金額)や購入手数料などです。実際の取得費が分からないときや実際の取得費よりも譲渡収入の5%の方が多いときは、譲渡収入金額の5%とします。 譲 渡 費 用：土地や建物を売るためにかかった仲介手数料や測量費、立退料、取り壊し費用などです。 特別控除額：政策的に税額を軽減するために設けられた控除です。主なものは次のとおりです。 <table><tr><th>譲渡所得の内容</th><th>控除額</th></tr><tr><td>収用などによる資産の譲渡</td><td>5,000万円</td></tr><tr><td>自己居住用財産の譲渡(被相続人の居住用財産(空き屋)の譲渡)</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>特定土地区画整理事業等での譲渡</td><td>2,000万円</td></tr><tr><td>特定住宅地造成事業等での譲渡</td><td>1,500万円</td></tr><tr><td>農地保有合理化のための農地等の譲渡</td><td>800万円</td></tr><tr><td>低未利用土地等の譲渡</td><td>100万円</td></tr></table> ※被相続人の居住用財産(空き家)の譲渡の控除額は、一定の場合は2,000万円になります。 ※ケースによって控除額が変わることがあります。	短期譲渡所得	譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡所得	長期譲渡所得	譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡所得	譲渡所得の内容	控除額	収用などによる資産の譲渡	5,000万円	自己居住用財産の譲渡(被相続人の居住用財産(空き屋)の譲渡)	3,000万円	特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円	特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円	農地保有合理化のための農地等の譲渡	800万円	低未利用土地等の譲渡	100万円
短期譲渡所得	譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡所得																		
長期譲渡所得	譲渡のあった年の1月1日現在において所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡所得																		
譲渡所得の内容	控除額																		
収用などによる資産の譲渡	5,000万円																		
自己居住用財産の譲渡(被相続人の居住用財産(空き屋)の譲渡)	3,000万円																		
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円																		
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円																		
農地保有合理化のための農地等の譲渡	800万円																		
低未利用土地等の譲渡	100万円																		

土地・建物等の譲渡所得	短期譲渡所得の税額の計算 1.一般の短期譲渡所得の税額の算出方法 $\left(\text{課税短期譲渡所得金額} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 7.2\% \\ \text{個人県民税} 1.8\% \end{array} \right)$ 2.国または地方公共団体等に対する土地等の譲渡にかかる短期譲渡所得の税額の算出方法 $\left(\text{国等に対する譲渡にかかる課税短期譲渡所得金額} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$ 長期譲渡所得の税額の計算 1. 一般の長期譲渡所得の税額の算出方法 $\left(\text{課税長期譲渡所得金額} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$ 2. 国や地方公共団体等に優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の税額の算出方法(特別控除額を用いる場合は一般の長期譲渡所得の税率で計算します。) 1 優良住宅地の造成等のための譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{優良住宅地の造成等のための譲渡} \\ \text{にかかる課税長期譲渡所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 3.2\% \\ \text{個人県民税} 0.8\% \end{array} \right)$ 2 優良住宅地の造成等のための譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 $\left(\begin{array}{l} \text{優良住宅地の造成等のための譲渡} \\ \text{にかかる課税長期譲渡所得金額} \end{array} - 2,000\text{万円} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 64\text{万円} \\ \text{個人県民税} 16\text{万円} \end{array} \right)$ 3. 所有期間が10年を超える居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の税額の算出方法 1 居住用財産の譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合 $\left(\begin{array}{l} \text{居住用財産の譲渡にかかる} \\ \text{課税長期譲渡所得金額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 3.2\% \\ \text{個人県民税} 0.8\% \end{array} \right)$ 2 居住用財産の譲渡にかかる課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 $\left(\begin{array}{l} \text{居住用財産の譲渡にかかる} \\ \text{課税長期譲渡所得金額} \end{array} - 6,000\text{万円} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 192\text{万円} \\ \text{個人県民税} 48\text{万円} \end{array} \right)$
株式等の譲渡所得等	1. 上場株式等を譲渡した場合の算出方法 $\left(\text{株式等にかかる課税譲渡所得等の金額} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$ 2. 一般株式等を譲渡した場合の算出方法 $\left(\text{株式等にかかる課税譲渡所得等の金額} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$
上場株式等の配当所得等	申告時に分離課税の適用を受けることを選択した場合の算出方法 $\left(\text{上場株式等にかかる課税配当所得等の金額} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$
先物取引にかかる雑所得等	$\left(\text{先物取引にかかる雑所得等の金額} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{個人市民税} 4.0\% \\ \text{個人県民税} 1.0\% \end{array} \right)$

個人の市県民税を計算してみましょう！

令和8年度 個人市県民税計算例

●所得等の内容

給 与 収 入	5,000,000円
給 与 所 得 (P18参照)	3,560,000円
不 動 産 所 得	300,000円
社 会 保 険 料 支 払 額	500,000円
生 命 保 険 料 支 払 額	100,000円
地 震 保 険 料 支 払 額	4,000円

●扶養家族

妻	40歳	所得なし
長男	17歳	所得なし
長女	13歳	所得なし
父	70歳	所得なし 同居、特別障がい者

(※生命保険料は旧一般生命保険分とし、地震保険料は旧長期契約分を含まない。)

税額試算システム、申告書のオンライン送付に関するお知らせ

福岡市ホームページに個人市県民税の税額試算から申告書の作成、送信ができる便利なインターネットサービスを提供しています。

給与や年金の源泉徴収票を基に、所得や控除等の情報を入力することで、個人市県民税の税額計算やふるさと納税等の控除額の目安を試算することができます。

さらに、税額試算システムで作成した申告書をオンラインで提出することもできます。

詳しくは福岡市ホームページをご覧ください。

福岡市 税額試算

検索

福岡市 市民税 オンライン

検索

区 分			計算例	あなたの場合
所得金額 (P17、 P18参照)	1	営 業 等		
	2	農 業		
	3	不 動 産	300,000	
	4	利 子		
	5	配 当		
	6	給 与	3,560,000	
	7	雑		
	8	一 時 ・ 譲 渡		
	9	総 所 得 金 額 (1 ～ 8 の 合 計)	3,860,000	
所得控除額 (P19、 P22参照)	10	雑 損 控 除		
	11	医 療 費 控 除		
	12	社 会 保 険 料 控 除 等	500,000	
	13	生 命 保 険 料 控 除	35,000	
	14	地 震 保 険 料 控 除	2,000	
	15	障 害 者 控 除	530,000	
	16	寡 婦 ・ ひ と り 親 控 除		
	17	勤 労 学 生 控 除		
	18	配 偶 者 控 除	330,000	
	19	配 偶 者 特 別 控 除		
	20	扶 養 控 除	一 般	330,000
	21		特 定	
	22		老 人	450,000
	23	特 定 親 族 特 別 控 除		
	24	基 礎 控 除	430,000	
	25	所 得 控 除 額 (10 ～ 24 の 合 計)	2,607,000	
	26	課 税 総 所 得 金 額 (9 － 25) 1,000円未満切捨て	1,253,000	

区 分			計算例		あなたの場合	
			個人市民税	個人県民税	個人市民税	個人県民税
税額等	27	税額控除前所得割額 (26×税率(市8%、県2%))	100,240	25,060		
	28	調 整 控 除 (下 記 を 参 照)	20,000	5,000		
	29	税額控除 (28を除く) P23～P24参照	0	0		
	30	所得割額 (27－28－29) 100円未満切捨て	80,200	20,000		
	31	均 等 割 額	3,000	1,500	3,000	1,500
	32	森 林 環 境 税 額	1,000		1,000	
	33	年 税 額 (3 0 ＋ 3 1 ＋ 3 2)	105,700			

調整控除の計算方法

●人的控除額の差

所得控除額 (P20～21参照)			計 算 例			あ な た の 場 合		
			個人市県民税 A	所 得 税 B	所得税と個人市県 民税の差額 B-A	個人市県民税 A	所 得 税 B	所得税と個人市県 民税の差額 B-A
15	障 害 者 控 除		530,000	750,000	220,000			
16	寡婦・ひとり親控除							
17	勤 労 学 生 控 除							
18	配 偶 者 控 除		330,000	380,000	50,000			
20	扶 養 控 除	一 般	330,000	380,000	50,000			
21		特 定						
22		老 人	450,000	580,000	130,000			
人的控除額の差の合計額(ア)			1,640,000	2,090,000	(ア)450,000			

※所得税と個人市県民税の差額については、P20～21の表でご確認ください。

(1) 合計課税所得金額^{*}が200万円以下の方の計算方法

区 分			計算例	あなたの場合	
A	5 万 円 + 人 的 控 除 額 の 差 の 合 計 額 (ア)		500,000		
B	合 計 課 税 所 得 金 額 [*]		1,253,000		
C	A と B の い ず れ か 小 さ い 金 額		500,000		
28	調 整 控 除 (C × 率 (市 4 % 、 県 1 %)) 上記28の欄に転記してください。		個人市民税	個人県民税	個人市民税 個人県民税
			20,000	5,000	

(2) 合計課税所得金額^{*}が200万円超の方の計算方法

区 分		計 算 例		あなたの場合	
A	5 万 円 + 人 的 控 除 額 の 差 の 合 計 額 (ア)				
B	合 計 課 税 所 得 金 額 [*] － 2 0 0 万 円				
C	A B の 金 額				
28	調 整 控 除 (C × 率 (市 4 % 、 県 1 %)) ただし、 ^(市2,000円 県500円) 未満およびCがマイナスの場合は ^(市2,000円 県500円) 上記28の欄に転記してください。			個人市民税	個人県民税

※課税総所得金額(26の金額)、課税退職所得金額(総合課税分)、課税山林所得金額の合計額

税からの
お知らせ

福岡市の予算と
市税収入

個人の市民税
(個人住民税)

法人市民税

固定資産税

都市計画税

軽自動車税

その他の市税

市税の納付
など

国税・県税

暮らしと税金

税に関する
お問い合わせ

税からの
お知らせ

福岡市の予算と
市税収入

個人の市民税
(個人住民税)

法人市民税

固定資産税

都市計画税

軽自動車税

その他の市税

市税の納付
など

国税・県税

暮らしと税金

税に関する
お問い合わせ